7　その他
⑴　試験の再実施の詳細については、裁判所ウェブサイトを参照すること。
⑵　試験の再実施に必要な事項については、別途通知する。
⑶　再実施する試験の対象者の特例の希望及び試験地の変更は、認めない。

平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告

裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則８―18第23条第２項の規定に基づき、平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験（試験地那覇市）の再実施について、次のとおり告知する。

平成23年６月10日　最高裁判所

1　再実施する試験の名称　平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験
2　第１次試験　教養試験及び専門試験とする。
⑴　対象者　平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験の受験申込者のうち、第１次試験地を那覇市としている者
⑵　方法
ア　教養試験　一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び能力について、択一式により、次の科目の筆記試験を行う。
㋐　憲法
㋑　民法
㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目
ａ　刑法
ｂ　経済理論
⑶　試験期日　平成23年６月25日（土）
⑷　試験地　那覇市
⑸　第１次試験合格者発表の期日　平成23年７月５日（火）
3　第２次試験　教養試験、専門試験及び口述試験とする。
⑴　対象者　第１次試験合格者。ただし、⑵のア及びイの筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。
⑵　方法
ア　教養試験　課題に対する識見、判断力及び理解力について、論文式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び理論の応用能力について、論文式により、次の科目の筆記試験を行う。
憲法
ウ　口述試験　人柄などについて、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日
ア　教養試験及び専門試験　平成23年６月25日（土）
イ　口述試験　平成23年７月12日（火）から同年７月19日（火）までの間で、第１次試験合格者に送付する口述試験受験票により指定する日
⑷　試験地　那覇市
4　最終合格者発表の期日　平成23年８月11日（木）
5　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿は、高等裁判所の管轄区域ごとに作成し、最終合格者をその高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。
6　その他
⑴　試験の再実施の詳細については、裁判所ウェブサイトを参照すること。
⑵　試験の再実施に必要な事項については、別途通知する。
⑶　再実施する試験の対象者の試験地の変更は、認めない。

平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告

裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則８―18第23条第２項の規定に基づき、平成23年度裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用Ⅰ種試験（試験地那覇市)の再実施について、次のとおり告知する。

平成23年６月10日　最高裁判所

1　再実施する試験の名称　平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験
2　第１次試験　教養試験及び専門試験とする。
⑴　対象者　平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験の受験申込者のうち、第１次試験地を那覇市としている者
⑵　方法
ア　教養試験　一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び理論の応用能力について、論文式により、次の科目の筆記試験を行う。
憲法
ウ　口述試験　人柄などについて、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日
ア　教養試験　平成23年６月25日（土）
イ　専門試験　平成23年６月18日（土）
ウ　口述試験　平成23年６月20日（月）から同月23日（木）までの間で、口述試験受験票により指定する日
⑷　試験地
ア　教養試験及び専門試験　那覇市
イ　口述試験　那覇市
4　最終合格者発表の期日　平成23年７月１日（金）
5　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。
6　その他
⑴　試験の再実施の詳細については、裁判所ウェブサイトを参照すること。
⑵　試験の再実施に必要な事項については、別途通知する。
⑶　再実施する試験の対象者の申込み時に選択した出題分野及び試験地の変更は、認めない。

平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告

裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則８―18第23条第２項の規定に基づき、平成23年度裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用Ⅰ種試験（試験地那覇市)の再実施について、次のとおり告知する。

平成23年６月10日　最高裁判所

1　再実施する試験の名称　平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験
2　第１次試験　教養試験及び専門試験とする。
⑴　対象者　平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験の受験申込者のうち、第１次試験地を那覇市としている者
⑵　方法
ア　教養試験　一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び能力について、記述式により、次の表の「出題分野」欄に掲げる出題分野のうち、受験者が選択する１つの出題分野に応じ、「科目」欄に定める科目のうち、受験者が選択する科目の筆記試験を行う。

出題分野	科　　目
心理学等	心理学又は心理学及び法律学
社会学等	社会学又は社会学及び法律学
社会福祉学等	社会福祉学又は社会福祉学及び法律学
教育学等	教育学又は教育学及び法律学

ただし、法律学とは、憲法、民法及び刑法とする。
⑶　試験期日　平成23年６月25日（土）
⑷　試験地　那覇市
⑸　第１次試験合格者発表の期日　平成23年７月１日（金）
3　第２次試験　教養試験、専門試験及び口述試験とする。
⑴　対象者　平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験の受験申込者のうち、第１次試験地を那覇市としている者
⑵　方法
ア　教養試験　課題に対する識見、判断力及び理解力について、論文式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び理論の応用能力について、論文式により、次に掲げる科目のうち、受験者が選択する２科目の筆記試験を行う。ただし、㋔と㋖は同時に選択できないこととする。
㋐　臨床心理学
㋑　発達心理学
㋒　社会心理学
㋓　家族社会学
㋔　社会病理学
㋕　社会福祉援助技術
㋖　児童福祉論
㋗　老人福祉論
㋘　教育方法学
㋙　教育心理学
㋚　教育社会学
㋛　民法
㋜　刑法
ウ　口述試験　人柄などについて、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日
ア　教養試験　平成23年６月25日（土）
イ　専門試験　平成23年６月18日（土）
ウ　口述試験　平成23年６月20日（月）から同月23日（木）までの間で、口述試験受験票により指定する日
⑷　試験地
ア　教養試験及び専門試験　那覇市
イ　口述試験　那覇市
4　最終合格者発表の期日　平成23年７月１日（金）
5　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。
6　その他
⑴　試験の再実施の詳細については、裁判所ウェブサイトを参照すること。
⑵　試験の再実施に必要な事項については、別途通知する。
⑶　再実施する試験の対象者の申込み時に選択した出題分野及び試験地の変更は、認めない。

公　告

諾　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

さいたま地方検察庁検察官

平成22年検第8934号窃盗被告事件（平成22年領第2559号）　1．現金500,000円
平成22年検第9728号窃盗被告事件（平成22年領第2560号）　1．現金1,710,000円。2．キャッシュカード１枚「受還付人マツバラニヤクマツバラ」。3．キャッシュカード１枚「受還付人イワタクニオ」